

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

大分県農林水産研究指導センター水産研究部長 倉橋 賢二郎(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の管理に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条【契約対象電気工作物の概要】

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

(1) 事業場の名称	大分県農林水産研究指導センター水産研究部 本館等
(2) 事業場の所在地	大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地の6
(3) 需要設備	
ア. 設備容量	225 KVA
イ. 受電電力	150 Kw
ウ. 受電電圧	6,600 V
(4) 非常用予備発電装置	
ア. 発電機定格容量	90 KVA、40 KVA
イ. 発電機定格電圧	220 V
ウ. 原動機の種類	ディーゼル
(5) 発電所	
ア. 発電機定格容量	KVA
イ. 発電機定格電圧	V
ウ. 原動機の種類	
(6) 配電線路	
ア. 電圧	V
イ. 亘長	

(1) 事業場の名称	大分県農林水産研究指導センター水産研究部 飼育研究棟
(2) 事業場の所在地	大分県佐伯市上浦大字津井浦194地の15
(3) 需要設備	
ア. 設備容量	-KVA
イ. 受電電力	-Kw
ウ. 受電電圧	-V
(4) 非常用予備発電装置	
ア. 発電機定格容量	38 KVA
イ. 発電機定格電圧	220 V
ウ. 原動機の種類	ディーゼル
(5) 発電所	
ア. 発電機定格容量	KVA
イ. 発電機定格電圧	V
ウ. 原動機の種類	
(6) 配電線路	
ア. 電圧	V
イ. 亘長	m

(1) 事業場の名称	大分県農林水産研究指導センター水産研究部 新施設
(2) 事業場の所在地	大分県佐伯市上浦大字津井浦194番地の15
(3) 需要設備	
ア. 設備容量	1,070 KVA
イ. 受電電力	533 Kw
ウ. 受電電圧	6,600 V
(4) 非常用予備発電装置	
ア. 発電機定格容量	400 KVA
イ. 発電機定格電圧	6,600 V
ウ. 原動機の種類	ディーゼル
(5) 発電所	
ア. 発電機定格容量	KVA
イ. 発電機定格電圧	V
ウ. 原動機の種類	
(6) 配電線路	
ア. 電圧	V
イ. 亘長	m

第2条【委託業務の内容】

1 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。
- (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 高圧受電設備に設置された高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の有無について確認するとともに、結果について甲に報告すること。

2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ. (b)消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

- エ. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- オ. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第3条【点検の頻度と監視装置】

- 1 第2条第1項で定める乙が定期的に行う点検内容は保安規程によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
 - (1) 月次点検 隔月1回以上
 - (2) 年次点検 毎年1回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）
 - (3) 臨時点検 必要の都度
 - (4) 工事期間中 毎週1回以上
 - (5) 竣工検査 必要の都度
- 2 上記点検のほか、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は点検を行うものとする。
- 3 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）に、次の掲げる処置を行うものとする。
 - (1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

第4条【契約金額】

本契約にかかる契約金額は総額 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とし、各年度の内訳は次のとおりとする。

令和 8年度	〇〇〇円
令和 9年度	〇〇〇円
令和10年度	〇〇〇円
令和11年度	〇〇〇円

第5条【貸金水準の変動に基づく契約金額の変更】

- 1 履行期間中において、日本国内における貸金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更について書面により協議を申し入れることができる。
- 2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限り。
 - (1) 協議申し入れ時点において、本契約の履行機期が2か月以上残存していること。
 - (2) 当該変更額が、変動前契約金額（契約金額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後契約金額（変動後の貸金水準を基礎として算出した変動前契約金額に対応する額をいう。）との差額

のうち、変動前契約金額の100分の10を超える額であること。

- 3 前項に基づく申し入れを行った甲又は乙は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、甲乙協議を行うものとする。
- 4 前項の協議を行った場合、甲は協議の結果を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、乙が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、乙は当該決定に同意したものとみなす。

第6条【支払条件等】

甲は委託業務の処理結果を検査確認した後乙の請求に基づき、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

支払方法	支払額
2ヶ月分一括払い	¥〇〇円

第7条【連絡責任者等】

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
- 4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第8条【甲及び乙の協力及び義務】

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

第9条【保安業務担当者の資格等】

- 1 乙は乙の保管管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。
- 2 甲は、乙の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託契約書に明記された本人であることを確認することとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急な場合を除くものとする。
- 3 乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- 4 乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 6 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

第10条【記録の保存】

甲は、乙が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏

名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとする。

第11条【通知義務】

甲は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

第12条【損害賠償】

乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第13条【機密の保持】

乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとする。

第14条【契約期間内の更改】

甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 甲が保安規程を変更する場合
- (7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第15条【契約の解除等】

1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができます。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 甲が委託料の支払いを遅滞した場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄その旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとする。

3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合
- (5) 発電所総出力が、太陽電池については5,000キロワット以上、水力、火力及び風力については、2,000キロワット以上となった場合
- (6) 火力、水力、風力、太陽電池を除く発電所出力が、1,000キロワット以上となった場合
- (7) 配電線路の電圧が600ボルト超過となった場合

第16条【契約期間】

契約期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。

第17条【特約事項】

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削削があった場合は、当該契約は解除する。

第18条【契約事項等の解釈】

契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

